

障害者福祉の充実

【障害福祉課】

◆ 宇都宮市子ども発達センターの運営

1 目 的

子どもの発達支援の拠点施設として、支援が必要な、発達に遅れのある児童の早期発見から、各児童の状態に応じた療育の提供までを、一貫的・継続的・総合的に行うとともに、ノーマライゼーションを推進するため、障害児と健常児の交流事業を積極的に行う。

2 概 要

(1) 発達の遅れの“気づき”から“療育の提供”までの一貫した支援

発達相談や健診等を通して発達の遅れを早期に発見し、専門医師や保健師、心理相談員等の専門職による療育の提供や、家庭・地域における発達支援など、療育の方向付けや継続的・計画的な療育支援を行う。

[療育の方向付けや継続的・計画的な療育支援]

- ・ 子ども発達相談室・・・保護者や保育園・幼稚園などへアドバイス
- ・ 乳幼児発達健診・・・専門医師による診察，心理士による相談
- ・ 5歳児発達相談・・・保健師・心理士によるアドバイス
- ・ 通園支援・・・若葉・かすが園
- ・ 乳幼児発達相談事業・・・言語・感覚・行動コントロール，グループ指導
- ・ 障害児療育・障害児診療検査事業・・・診察，療育指導，構音・吃音指導

(2) 障害児と健常児の交流事業

地域一体による「ここ・ほっとまつり」の開催や季節の行事での交流を行う。

3 スケジュール

- ・ 平成 17～18 年度 建設工事
- ・ 平成 19 年 4 月 2 日開所 ⇒センターの円滑な運営

(※施設概要については別紙参照)

◆ グループホーム・ケアホームの設置促進

1 目 的

知的障害者や精神障害者の入所施設から地域生活への移行を支援するため、地域における障害者の暮らしの基盤であるグループホームやケアホームの設置を促進する。

2 概 要

グループホームやケアホームを設置する社会福祉法人に対し、改修費や設備、備品等の経費を補助する。(限度額165万円)

3 スケジュール

- ・平成19年度 ・知的障害者グループホーム・ケアホーム 2箇所
- ・精神障害者グループホーム・ケアホーム 3箇所

◆ 日中一時支援事業（放課後支援型）

1 目 的

放課後、介護等を必要とする障害児に対して、障害児施設や特別支援学校等において一時的な活動の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の一時的な休息等を確保し、負担軽減を図る。

2 概 要

- ・実施場所 特別支援学校及び障害者（児）施設
- ・対 象 者 市内の特別支援学校等に通学する障害児
- ・実施方法 社会福祉法人等へ委託

3 スケジュール

- | | |
|--------|---|
| 平成19年度 | これまでの5箇所（アフタースクールアオシス、泉ヶ丘ふれあいプラザ、真純乃園、雀宮作業所、のぞわ養護学校）に加え、新規3箇所（子ども発達センター、宇大附属特別支援学校、デイケアすずめ）において実施 |
| 平成20年度 | 他の特別支援学校における事業実施予定 |

◆ 廃食用油資源化事業（ごみ減量課と共管）

1 目 的

地球環境問題への取組の一環である「廃食用油の資源化モデル事業」の一部を福祉作業所に委託することにより、障害者の就労を支援する。

2 概 要

市内小中学校，スーパー等から廃食用油を回収し，バイオディーゼル燃料（BDF）を製造する。（BDF は公用塵芥車の軽油代替燃料として使用）

- ・ 製造施設：南清掃事業センター内に設置（115ℓ／7h 製造）
- ・ 委 託 先：福祉作業所
- ・ 回 収 先：雀宮地区，姿川地区，横川地区における小中学校，スーパー等

3 スケジュール

平成19年度 モデル事業の実施